

入札説明書

第四管区海上保安本部の調達契約に係わる入札公告(令和3年1月8日付)に基づく入札については、会計法(昭和22年法律第35号)、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)、契約事務取扱規則(昭和37年大蔵省令第52号)に基づく政令などに定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当官等

支出負担行為担当官

第四管区海上保安本部長 廣川 隆

2 調達内容

(1)契約件名 **A重油の買入(尾鷲港、10～3月分)**

(2)契約内容 **仕様書のとおり**

(3)納入期限 **令和4年3月31日**

(4)納入場所 **尾鷲港に停泊中の指定する船舶**

(5)入札方法

本件は、入札及び書類の提出を電子調達システムで行う対象案件である。なお電子調達システムにより難しい者は、紙入札方式参加願を提出すること。

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

①入札方法は上記2(1)の物品の予定数量に対する総価で行う。

②入札者は、調達物品の本体価格のほか、運送費等納入に要する一切の諸経費を含め契約金額を見積もるものとする。

③落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係わる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

④入札者は、仕様書、契約書(案)などを熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において仕様書、契約書案などについて疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(6)入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1)次の者は、競争に参加する資格を有さない。

①予算決算及び会計令第70条の規定に該当する者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑤ 予算決算及び会計令第71条の規定に該当する者。

③以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があった後3年を経過していない者。(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)

(ア)契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関しての不正の行為をした者。

- (イ)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を書し若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (ウ)落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (エ)監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者。
 - (オ)正当な理由がなくて契約を履行しなかった者。
 - (カ)前各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。
- (2)令和元・2・3(平成31・32・33)年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)において、「物品の販売」のA、B、C又はD等級に格付けされ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。(ただし指名停止期間中にあるものは除く。)なお、競争参加資格を有しない入札者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。

競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり、

〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船2-3-12

第四管区海上保安本部 総務部経理課 入札審査係

TE052-661-1611(内線2223、2224)

- (3)電子調達システムによる場合

電子認証(ICカード)を取得していること。

4 入札参加申込

- (1)この一般競争に参加を希望する者は、**令和3年8月31日(火)17時00分**までに電子調達システムにより、使用するICカードの「確認書」及び、令和元・2・3(平成31・32・33)年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)における「資格審査結果通知書の写し」を送信すること。

- (2)紙入札による参加を希望する者は、上記期限までに「紙入札方式参加願」及び、令和元・2・3(平成31・32・33)年度国土交通省一般競争参加資格(全省庁統一資格)における「資格審査結果通知書の写し」を下記5(2)に提出する。

また、開札日までの間において、契約担当官等から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

5 入札書の提出場所等

- (1)入札書は電子調達システムにより提出すること。

ただし、紙入札方式参加願提出者にあつては紙により提出すること。入札書は封筒に入れ法人名等(代理人を含む。)及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書きし封印し提出すること。

- (2)入札書の提出場所

〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船2-3-12

第四管区海上保安本部 総務部経理課 入札審査係

TEL052-661-1611(内線2223、2224)

- (3)入札書の受領期限

令和3年9月7日(火)17時00分まで

(4)入札書の提出方法(紙による入札の場合)

- ①入札書は別紙の様式にて作成すること。
- ②電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ④郵送により提出する場合

支出負担行為担当官等あて郵送(書留郵便又は民間事業者による信書の伝達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者(以下「一般信書便事業者等」という。))の提供する同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。))の役務のうち、書留郵便に準ずるものとして一般信書便事業者等において当該信書物(同法第2条第3項に規定する信書便物をいう。))の引き受け及び配達記録をした信書便。)にすることができる。

郵送する場合においては、二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」の旨を、中封筒に法人名等(代理人を含む。)及び「契約件名、開札年月日」をそれぞれ朱書するものとし、入札書の受領期限までに到達するように提出しなければならない。

- ⑤入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。

6 問い合わせ先

(1)電子調達システムのURL及び問い合わせ先

・電子調達システム

<http://www.nyusatsu.geps.go.jp/>

・電子調達システムヘルプデスク

TEL 0570-014-889

(2)契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒455-8528 愛知県名古屋市港区入船2-3-12

第四管区海上保安本部 総務部経理課 入札審査係

TEL052-661-1611(内線2223、2224)

(3)仕様に関する問い合わせ先

第四管区海上保安本部 総務部 補給課

TEL052-661-1611(内線2255)

7 入札の無効

本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務履行しなかった者のした入札書及び次の各号の1に該当する入札は無効とする。

- (1)委任状が提出されていない代理人のした入札。
- (2)所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し又は提供しない者のした入札。
- (3)記名押印(外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。)を欠く入札。
- (4)金額を訂正した入札。
- (5)誤字、脱字などにより意志表示が不明瞭である入札。
- (6)公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を乱し、若しくは不正の利益を得るために連合した者の

入札。

- (7)同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札。
- (8)競争参加資格の確認のための書類などを添付することとされた入札にあっては、提出された書類が審査の結果採用されなかった入札。
- (9)特定商品と同等のものであることを証明する必要がある入札にあっては、同等のものであることを証明できなかった入札。
- (10)電子入札者にとっては、ICカードを不正に使用して行った入札。
- (11)競争参加資格のあるものであっても、入札時点において、第四管区海上保安本部長から指名停止措置を受け、指名停止期間中にある者のした入札。

8 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、若しくは入札の執行を延期し、又はこれを取り止めることがある。

9 提出書類にかかる委任状について

(1)期間委任

期間を定めて代理人の委任を行う場合は、「期間委任状」を提出すること。但し、委任期間は、競争参加資格の有効期限を限度とする。(既提出者を除く)

(2)都度委任

入札案件ごとに代理人の委任をする場合は、「都度委任状」を提出すること。

(3)復代理人は認めないものとする。

(4)代理人による入札

入札者又はその代理人は、本件調達に係わる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

10 開札の日時及び場所

日時: **令和3年9月8日(水)10時30分**

場所: 第四管区海上保安本部 入札室

開札後、落札決定者がいない場合には直ちに再度入札に移行するので、紙入札者は、開札に引き続き立会うこと。

11 開札

- (1)開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2)入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することができない。
- (3)入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。
- (4)入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、契約担当官等が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札場を退場することができない。

(5)開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。ただし、契約担当官等がやむを得ないと認めた場合には、契約担当官等が別途指定する日時に再度入札を行う。

12 その他

(1)契約手続きに使用される言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2)落札者の決定方法

① 本入札説明書3.の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たし、本入札説明書4. 5. に従い書類、入札書を提出した入札者であって、当該入札者の入札価格が予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者をもって落札者とする。

② 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、以下のとおり行うものとする。

(ア)同価格の入札をした者が電子入札事業者のみの場合、電子入札事業者が入力した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ、落札者を決定するものとする。

(イ)同価格の入札をした者が電子入札事業者と紙入札事業者が混在する場合、電子入札事業者が入力した電子くじ番号及び紙入札事業者が紙入札方式参加願に記載した電子くじ番号を元に電子くじを実施のうえ落札者を決定するものとする。

(ウ)同価格の入札をした者が紙入札事業者のみの場合、その場で紙くじ(又は電子くじ)を実施のうえ落札者を決定するものとする。電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000~999の数字が必要になるので、電子入札事業者は、入札書提出時に電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は「紙入札方式参加願(様式2)」に記載するものとする。

③ 契約担当官等は、落札者を決定したときは、その翌日から7日以内に、入札者に電子入札システム又は書面により通知する。

(3)契約書の作成

① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約金額が150万円に満たない場合は、省略することがある。

② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、契約担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

③ 上記②の場合において、契約担当官等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(4)支払条件

納入完了毎の1ヶ月支払いとする。

(5)その他詳細規程

上記によるもののほか、この一般競争入札に参加する場合において了知し、かつ、遵守すべき事項は、

「第四管区海上保安本部入札・見積者心得書」によるものとする。

(6)異議の申立

入札者は、入札後、この入札説明書、仕様書、契約書案等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7)確認書・入札書・紙入札方式参加願等の書式について

次のURLアドレスから適宜ダウンロードし作成すること。

<http://www.kaiho.mlit.go.jp/04kanku/nyusatsu/announcement/>